小規模個人再生による再生計画取消

平成２６年（再イ）第８号

静岡県富士市大淵2213番地の100
再生債務者　池田　和義
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成26年10月21日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成29年３月24日
静岡地方裁判所富士支部破産係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２８年（再イ）第５８６号

大阪市生野区桃谷３丁目20番18号
再生債務者　玉岡　　仁
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成29年４月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再イ）第７４号

川崎市多摩区中野島３－７－12　ミロード206号、住民票上の住所川崎市多摩区中野島３丁目20番30号　東日電設寮
再生債務者　賀佐　大亮
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成29年４月10日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第４号

埼玉県八潮市大字浮塚275番地13
再生債務者　篠木　隼人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年３月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年４月７日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２８年（再ロ）第１５号

愛知県小牧市久保一色南２丁目213番地
再生債務者　西尾　　司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年４月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年４月７日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（再ロ）第４９号

大阪府東大阪市鳥居町４番９号
再生債務者　門口　泰慈
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年４月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年４月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再ロ）第５２号

大阪府茨木市新堂１丁目15番20号
再生債務者　松本　　健
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年４月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年４月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再ロ）第８号

川崎市川崎区川中島１丁目11番２号
再生債務者　野島　孝之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年４月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年４月７日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（再ロ）第１８号

京都市上京区七本松通中立売下る三軒町71番地
再生債務者　笹岸　里香
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年４月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年４月10日
京都地方裁判所第５民事部再生係

教育職員免許状失効取消し公告

平成27年８月４日付け官報号外第175号で公告した、次の教育職員免許状の失効を取り消す。
平成29年４月18日　　静岡県教育委員会
1．免許状の種類、授与権者、本籍地、氏名
⑴　中学校教諭一級普通免許状（社会）、埼玉県教育委員会、福岡県、鬼木　英継
⑵　高等学校教諭二級普通免許状（社会）、埼玉県教育委員会、福岡県、鬼木　英継
⑶　高等学校教諭一種免許状（商業）、静岡県教育委員会、静岡県、髙橋　英継
⑷　高等学校教諭一種免許状（情報）、静岡県教育委員会、静岡県、鬼木　英継
2．失効を取り消す事由
教育職員免許法第10条第１項第２号に該当しなくなったため

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十九年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使できる株主全員の同意）は平成二十九年四月十七日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.haseko.co.jp/
（乙）確定した最終事業年度はありません。
平成二十九年四月十八日
東京都港区芝二丁目三一番一九号
（甲）株式会社長谷工不動産ホールディングス　代表取締役　天野　里司
東京都港区芝二丁目三一番一九号
（乙）株式会社長谷工開発
代表取締役　寺井　　豊

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十九年九月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会決議は平成二十九年二月二十二日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年三月三十一日
掲載頁　二九七頁（号外第七〇号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年三月七日
掲載頁　三〇〇頁（号外第四十五号）
平成二十九年四月十八日
富山県高岡市内島三五〇番地
（甲）ＧＲＮホールディングス株式会社
代表取締役　稲垣　晴彦
富山県高岡市内島三五〇番地
（乙）ＧＲＮ株式会社
代表取締役　琴坂　　健

新設分割公告

当社（司廛産株式会社へ商号変更予定）は、新設分割により新設する司ホールディングス株式会社（住所大阪市西区南堀江二丁目三番二二号）に対して当社の子会社管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社に確定した最終事業年度はありません。
平成二十九年四月十八日
大阪市西区南堀江二丁目三番二二号
司ホールディングス株式会社
代表取締役　庄司　　勝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十九年四月十八日
茨城県結城市大字結城一七九三番地の一一六
合資会社バクーブランニングファクトリー
代表社員　小林　朝美